

報道発表資料の配付日時 6月5日(木) 15時00分

|                  |   |      |  |
|------------------|---|------|--|
| 発表項目<br>(行事名)    | 伝染性紅斑の警報発令について  |      |  |
| 記者レクチャー<br>のお知らせ | (実施日時)  | 発表者  |  |
|                  |   | 発表場所 |  |
| 概要               | 千歳保健所管内において、伝染性紅斑の警報を発令しましたので、別紙のとおりお知らせします。<br><br>【配付資料】別紙のとおり(本書のほか1枚) |      |  |
| 参考               |   |      |  |

|                         |                                     |                          |  |
|-------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--|
| 報道(取材)<br>に当たって<br>のお願い | この発表についてのお問い合わせは、本日17時30分までをお願いします。 |                          |  |
| 他のクラブ<br>との関係           | 同時配付<br>同時レク                        | (場所)北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課 |  |

|             |  |  |  |
|-------------|--|--|--|
| 担当<br>(連絡先) | 石狩振興局保健環境部千歳地域保健室健康推進課(担当者:森下課長)<br>TEL 0123-23-3175(内線57)<br>公用スマホ 011-585-6104(内線:31800) |  |  |
|-------------|--|--|--|

# 伝染性紅斑の警報発令について【速報値】

令和7年（2025年）6月5日（木） 15時00分

北海道千歳保健所 健康推進課  
電話：0123-23-3175

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第22週（令和7年5月26日～令和7年6月1日）において、管内の定点医療機関当たりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、伝染性紅斑警報を発令します。

## 記

### 1 定点医療機関当たりの患者報告数（第22週速報値）

| 区分       | 千歳保健所 | 全道    | 全国    |
|----------|-------|-------|-------|
| 定点当たり患者数 | 2.5人  | 5.12人 | 1.87人 |

### 2 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、ヒトパルボウイルスB19による感染症です。小児を中心にみられる流行性の発しん性の病気で、両頬に赤い発しん（紅斑）が現れ、続いて体や手・足に網目状やレース状の発しんが広がります。両頬が赤くなることから「りんご病」と呼ばれることもあります。

### 3 伝染性紅斑の感染予防

特別な治療法は無く、症状に応じた治療が行われます。また予防接種もありません。

感染予防には、こまめな手洗いや咳やくしゃみをする時には口と鼻をハンカチ等でおおうなどの咳エチケットを心がけることが大切です。

### 4 参考

#### (1) 最近5週間における定点医療機関当たりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

|       | 第17週<br>(4/21～4/27) | 第18週<br>(4/28～5/4) | 第19週<br>(5/5～5/11) | 第20週<br>(5/12～5/18) | 第21週<br>(5/19～5/25) |
|-------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 千歳保健所 | 4(1.00)             | 7(1.75)            | 5(1.25)            | 5(1.25)             | 7(1.75)             |
| 全道    | 346(3.39)           | 307(3.10)          | 293(2.87)          | 470(4.61)           | 419(4.11)           |
| 全国    | 3073(1.30)          | 2712(1.16)         | 2680(1.14)         | 4834(2.05)          | 4656(1.97)          |

#### (2) 伝染性紅斑警報とは

##### 【発令基準】

警報：1 定点医療機関当たりの患者報告数が一週間で2人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関当たりの受診患者数が1人未満で自動的に警報を解除

厚生労働省の感染症発生動向調査により、千歳保健所管内の小児科定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。